

◎東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律

(平成二十三年六月八日法律第六四号)

一、提案理由(平成二十三年五月二〇日・衆議院外務委員会)

○松本(剛) 国務大臣 ただいま議題となりました東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案について御説明いたします。

この法律案は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により多数の被災者が一般旅券を紛失し、または焼失したことに対処するため、一般旅券の発給の特例を定めるものであります。

次に、この法律案の主要点について御説明申し上げます。

主要点の第一は、震災特例旅券の導入であります。

東北地方太平洋沖地震による災害の被災者であつてその居住する住宅が滅失し、または損壊した者として政令で定めるものが、平成二十三年三月十一日において現に有効な一般旅券を当該災害により紛失等した場合において、この法律の施行日から

平成二十五年三月三十一日までの間に国内において一般旅券の発給を受けるべく申請を行うときは、外務大臣が、紛失等した旅券の残余の有効期間とほぼ同じ有効期間の震災特例旅券を発行できることとしています。

主要点の第二は、震災特例旅券の発給に係る国の手数料は徴収しないということであります。

主要点の第三は、震災特例旅券の発給に係る都道府県の事務についての規定であります。

震災特例旅券の発給に係る事務を都道府県において行うことができるようにするため、震災特例旅券の交付に係る事務を地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とするとともに、震災特例旅券の発行に係る事務の一部を政令により都道府県知事が行うことができることとしています。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

二、衆議院外務委員長報告(平成二十三年五月二六日)

○小平忠正君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東北地方太平洋沖地震による災害により多数の被災

者が一般旅券を紛失し、または焼失したことに対処するため、一般旅券の発給の特例を定めるものであり、その主な内容は、外務大臣は、東北地方太平洋沖地震による災害の被災者に対し、当該被災者が平成二十三年三月十一日時点で有していた一般旅券の有効期限までを有効期間とする震災特例旅券を発行することができること、

震災特例旅券の発給の申請をする者は、手数料を国に納付することを要しないこと等であります。

本案は、去る五月十九日に外務委員会に付託され、二十日松本外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、昨日、質疑の申し出もなく、採決を行いました結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと議決をした次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告(平成二十三年六月一日)

○佐藤公治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本大震災により多数の被災者が一般旅券を紛失し、又は焼失したことに対処するため、一般旅券の発給の

特例として、地震発生時点で有していた一般旅券の有効期限までの震災特例旅券を発行できること、震災特例旅券の発給に係る国の手数料は徴収しないこと等について定めるものであります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。